

平成27年度から適用される個人住民税の主な税制改正

1 個人住民税における住宅ローン控除の延長

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について、適用期限（現行平成29年12月31日）が平成31年6月30日まで1年半延長されます。

一般の住宅

入居時期	借入限度額	控除率	控除期間	最大控除額	住民税からの控除上限額
H25~ H26.3	2,000万円	1.0%	10年間	200万円 (20万円×10年)	9.75万円/年 (前年課税所得×5%)
H26.4~ H31.6	4,000万円	1.0%	10年間	400万円 (40万円×10年)	13.65万円/年 (前年課税所得×7%)

長期優良住宅・低炭素住宅

入居時期	借入限度額	控除率	控除期間	最大控除額	住民税からの控除上限額
H25~ H26.3	3,000万円	1.0%	10年間	300万円 (30万円×10年)	9.75万円/年 (前年課税所得×5%)
H26.4~ H31.6	5,000万円	1.0%	10年間	500万円 (50万円×10年)	13.65万円/年 (前年課税所得×7%)

※ 各上表の下段（平成26年4月～31年6月まで）の措置は、当該住宅取得に係る消費税率が8%または10%の場合に限って適用されます。

このため、消費税の経過措置により旧税率（5%）が適用される場合や、個人間（媒介）の中古住宅売買（消費税が非課税）の場合は、その入居時期を問わず、各表の上段（平成25年～26年3月まで）の措置が適用されますので、ご注意ください。

お問い合わせ先 税務課市民税係 電話33-2111（代表）